

ASAHI NEWS

令和4年5月10日
第146号

朝日税理士法人 城南支社
TEL:03-3700-3331
FAX:03-3700-8942
<http://www.asahitax.jp>



■ ■ ■ 5月の主な予定 ■ ■ ■

税務・会計

3月決算法人の確定申告：5月31日(法人税、消費税、事業税、住民税)

所得税確定申告の延納届出に係る延納税額の納付：5月31日

自動車税の納付：都道府県が条例で定める日

経営・経済

5月18日：第1四半期期GDP速報値(内閣府)

5月19日：貿易統計発表(財務省)

5月20日：全国消費者物価指数発表(総務省)

5月31日：有効求人倍率発表(厚労省)

5月31日：鉱工業生産・出荷・在庫指数速報発表(経産省)

5月31日：消費動向調査発表(内閣府)



「上場株式等の配当所得課税方式の見直し」

上場株式等の配当所得の所得税、個人住民税の課税方式について改正がありました。その要点を整理いたします。

所得税の改正点

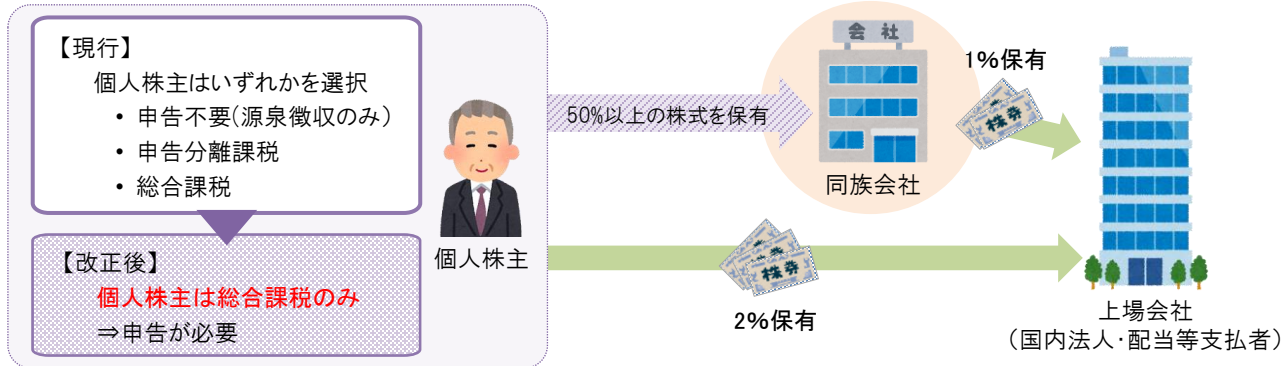


1.大口株主等の要件見直し

上場株式等の配当所得については、現行は**個人の持株割合が3%未満の場合**の「配当所得」について3つの課税方法から選択することができました。しかし、改正後には**個人とその同族会社**との株式等保有割合が3%以上の場合には、課税方法は「**総合課税**」のみとなります。この改正により**実質的な保有割合による判定**となり、課税の公平性が図られることとなります。

令和5年10月1日以後に支払いを受ける上場株式等の配当等について適用されます。

【例:持株割合が合計3%以上の場合】



2.配当等を支払う内国法人による報告書の提出義務

その配当等の支払いに係る基準日で株式等保有割合が1%以上となる個人株主の氏名、個人番号、株式等保有割合等を記載した報告書を、その支払が確定した日から1か月以内に、所轄税務署長に提出しなければならないこととなりました。

令和5年10月1日以後に支払うべき上場株式等の配当等について適用されます。

個人住民税の改正点

改正前(現行)	配当所得の課税方法 株式等の配当所得については、所得税と個人住民税の課税方法についてそれぞれ異なる課税方式を選択することが可能でした。	
	① 総合課税	他の所得と合算され、「超過累進税率」により課税されます。配当控除の適用を受けることができます。
	② 申告分離課税	他の所得とは合算されず、別に課税されます。株式等の譲渡損失(繰越損失含む)との損益と通算することができます。
	③ 申告不要課税	源泉徴収により課税関係が完結いたします。 注)一部の配当につき申告不要を選択する場合は、別途住民税申告が必要となります。
改正後	所得税は総合課税、住民税は「申告不要制度」(または申告分離課税)とした場合のメリット <ul style="list-style-type: none"> 住民税課税の増加を抑制することができます。 国民健康保険、介護保険などの社会保険は、住民税の各所得金額を基に決定されるため、社会保険料の増加を抑制することができます。 	
	株式等の配当所得について、所得税と住民税の 課税方法を一致 させることとなります。課税方法の選択はできなくなります。また、上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除の適用要件が所得税と一致するよう規定の整備がなされます。 令和6年度以後の個人住民税について適用されます。	

※上記に関する詳細につきましては、当社担当者へお問い合わせ下さい。

国税・地方税のダイレクト納付

税金の納付方法には、銀行窓口などで納付書による納付、インターネットバンキングから納付、事前に届出をした預貯金口座から振替による納付、クレジットカード納付、QRコードを作成しコンビニで納付などがあります。

今回は、事前に届出をした預貯金口座から振替による納付(ダイレクト納付)についてご紹介します。

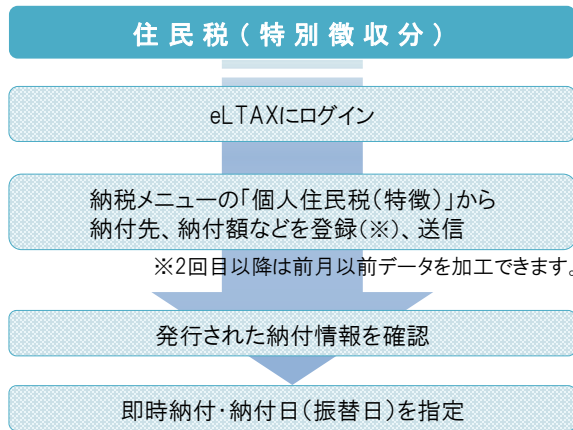
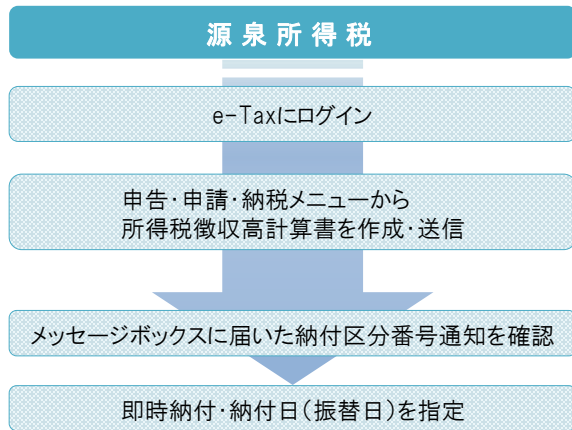
概要

【ダイレクト納付利用の流れ】

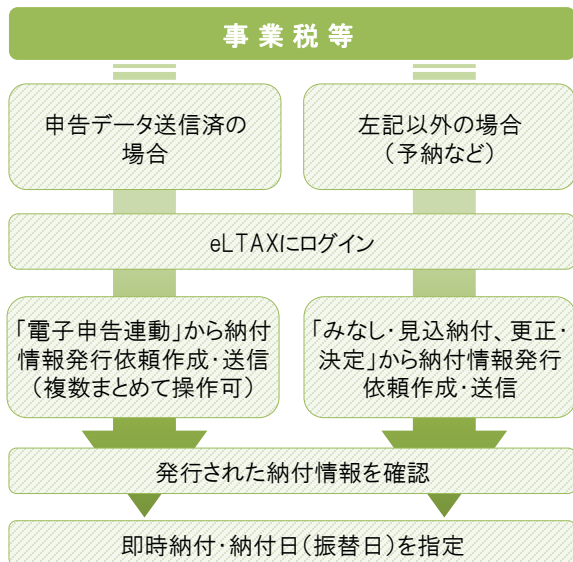
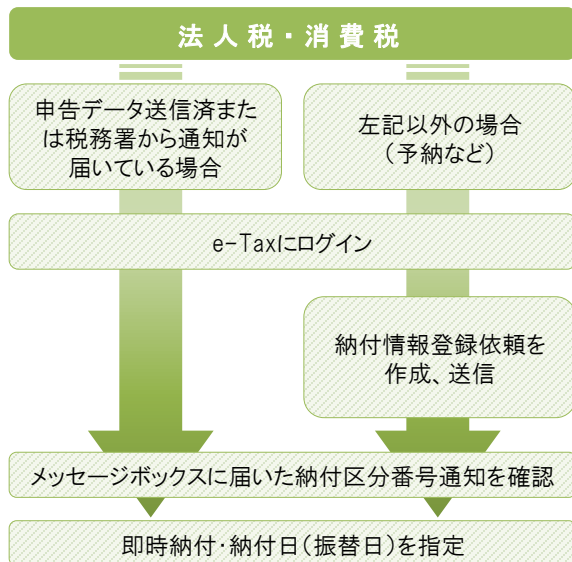
- ① 電子申告の利用開始届、地方税電子申告の利用届
(初回の1回のみ 既に電子申告している場合は再度の手続不要)
- ② ダイレクト納付口座の届出(初回の1回のみ 国税・地方税両方で利用するにはそれぞれで届出)
- ③ e-Tax、eLTAXで納税手続き(納付の都度)



➤ 源泉所得税、住民税の場合



➤ 法人税、消費税、事業税等の場合



注意点

- 国税の上記②について、個人はオンライン・書面どちらでも提出できますが、法人は書面提出とされています。
(地方税は法人・個人ともにネットで手続後、印刷して金融機関に提出)
- 金融機関によって異なりますが、②から利用可能になるまで15~30日要します。